

# 紫波町汚泥再生処理センター建設・運営事業

## 募集説明書

平成27年10月

(平成27年11月2日修正)

岩手県 紫波町

平成27年11月2日修正箇所

10ページ、表3 提案書

「提出書類」の「提案書」に「設計図書」を追加

## 目次

1	本書の位置付け	1
2	事業概要	1
2.1	事業名	1
2.2	事業の目的	1
2.3	受注者の業務内容	1
2.4	本町の業務内容	2
2.5	事業期間（予定）	2
2.6	事業方式	2
2.7	施設の建設・運営	2
2.8	受注者の収入	2
2.9	法令等の遵守	3
3	受注者募集等のスケジュール	4
4	募集説明書等に関する説明会等の開催	4
5	応募に関する条件等	5
5.1	応募者の備えるべき参加資格要件	5
5.2	参加資格確認基準日	6
5.3	応募に関する留意事項	6
6	応募に関する手続き	8
6.1	募集説明書等に関する質問の提出	8
6.2	募集説明書等に関する質問への回答の公表	8
6.3	参加資格確認書類の提出	8
6.4	参加資格確認結果の通知	9
6.5	提案書の提出	9
6.6	参加の辞退	11
7	提案書の審査	12
7.1	委員会の設置	12
7.2	審査の内容	12
7.3	優先交渉権者の決定等	12
7.4	ヒアリングの実施	12
7.5	応募者が1者であった場合の取扱い	12
8	契約手続き等	13
8.1	契約内容の協議	13

8.2	工事請負契約 .....	13
8.3	業務委託契約 .....	13
8.4	その他 .....	13
9	問い合わせ先 .....	14

## 1 本書の位置付け

本書は、紫波町（以下「本町」という。）が、本事業を実施する民間事業者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、これに応募しようとする者を対象に交付するもので、別添の以下の書類と一体をなすものであり、これらの書類を総称して、以下「募集説明書等」という。

- (1) 要求水準書（建設工事編、維持管理・運營業務編）
- (2) 提案書作成要領（様式4の様式内に添付）
- (3) 優先交渉権者選定基準
- (4) 建設工事請負契約書（案）
- (5) 維持管理・運營業務委託契約書（案）

応募者は、募集説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

## 2 事業概要

### 2.1 事業名

紫波町汚泥再生処理センター建設・運營業業

### 2.2 事業の目的

本町は、本町・矢巾町が現在し尿等の処理を行っている紫波、稗貫衛生処理組合が解散するのに伴い、本事業の実施により本町・矢巾町のし尿等を引き続き適正に衛生処理するため、新たな施設の建設を行い、長期包括委託による効率的な施設運営を行うものである。あわせて、地域の自然環境の保全と生活環境の向上を目指す。

受注者は、本町が本事業を実施する目的を踏まえて、建設・維持管理・運営に関するノウハウを発揮し、効率的かつコストの削減等を図りつつ適正な遂行による業務並びに成果を提供するものとする。

### 2.3 受注者の業務内容

受注者の業務の範囲は、次のとおりとする。具体的な内容については、「要求水準書」を参照のこと。

- (1) 汚泥再生処理センターの建設工事
- (2) 汚泥再生処理センターの維持管理・運營業務
- (3) 本町事務支援業務

## 2.4 本町の業務内容

本町の業務の範囲は、次とおりである。具体的な内容については、「要求水準書」を参照のこと。

- (1) し尿等の収集・運搬の許可、料金の徴収
- (2) 資源化物の搬出と盛岡・紫波地区環境施設組合への搬入
- (3) 下水道放流量の確認・料金の支払
- (4) 施設見学者への説明
- (5) 施設に係る許認可申請・国費申請・報告
- (6) 住民対応

## 2.5 事業期間（予定）

- (1) 事業期間は、契約締結日（平成 28 年 6 月予定）から平成 45 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 建設期間は、上記期間のうち契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 事業期間終了後は、本町の承諾を得た上で本町に引き継ぎ、本業務を終了するか、本町との協議・合意に基づき 5 年間程度の維持管理の延長を行う。

## 2.6 事業方式

本事業は、本施設の設計（Design）、施工（Build）及び運営（Operate）を一括発注する方式（以下「DBO 方式」という。）とする。

## 2.7 施設の建設・運営

本施設は、受注者が設計・施工により建設し、本町が維持管理・運營業務を受注者に包括委託することにより運営する。

## 2.8 受注者の収入

### 2.8.1 建設工事に係る対価

#### (1) 対価の支払方法

本町は、建設工事に係る対価について、受注者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて各年度に支払うものとする。なお、平成 28 年度の支払いについては、出来高の 90%以内の支払いとする。

提案に際しての各年度の支払限度額の予定割合は次のとおりとする。

平成 28 年度	30%
平成 29 年度	70%

(2) 物価変動等による改定

建設工事請負契約による。

## 2.8.2 維持管理・運營業務に係る対価（委託料）

(1) 対価の支払方法

本町は、維持管理・運營業務に係る対価を委託料として、業務実施期間にわたり受注者に支払う。委託料は平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月末日を第 1 回、平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 9 月末日を第 2 回として、以後、四半期毎に支払い、平成 45 年 1 月 1 日～平成 45 年 3 月末日分までの計 60 回支払われるものとする。

委託料は、固定料金（人件費や補修費等し尿等の処理量にかかわらず発生する料金）と変動料金（し尿等の処理量に応じて変動する料金）で構成される。

なお、平成 30 年度から平成 44 年度までのし尿等の収集量の見込みを様式 4 に示す。

(2) 物価変動等による改定

維持管理・運營業務委託契約による。なお、物価変動の判断に用いる指数としては、日本銀行調査統計局の企業向けサービス価格指数（産業廃棄物処理）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、優先交渉権者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して維持管理・運營業務委託契約に定める。

## 2.9 法令等の遵守

受注者は、本事業の実施に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については「要求水準書」を参照のこと。

### 3 受注者募集等のスケジュール

受注者の募集及び選定スケジュールは、表1のとおり予定している。

表1 募集等のスケジュール（予定）

内容	日程
募集説明書等の公表	平成27年10月9日(金)
募集説明書等に関する質問受付	平成27年10月13日(火) ～平成27年10月22日(木)
募集説明書等に関する質問回答の公表	平成27年10月30日(金)
参加資格確認書類の受付	平成27年11月2日(月) ～平成27年11月9日(月)
参加資格確認結果の通知	平成27年11月16日(月)
提案書の受付	平成28年1月5日(火) ～平成28年1月22日(金)
提案内容のヒアリング	平成28年2月下旬
優先交渉権者等の決定、通知及び公表	平成28年4月上旬
審査結果及び審査講評の公表	平成28年4月中旬
仮契約の締結	平成28年5月下旬
契約の締結（契約の議決）	平成28年6月上旬
事業開始	平成28年6月上旬

### 4 募集説明書等に関する説明会等の開催

募集説明書等に関して、説明会は開催しない。なお、建設予定地の公開は、平成27年10月14日(水)～20日(火)まで行う。公開を希望する応募者は、電子メールにより、下記の期間に「9 問合せ先」宛に申込を行うこと。申込様式は任意とするが、希望する日時、おおよその時間及び参加人数等を明記すること。

なお、公開時間は土曜日と日曜日を除く各日 9時から 17時までとし、既存施設の運営を妨げないように注意すること。

受付期間	平成27年10月13日(火)から 平成27年10月16日(金)17時到着分まで
------	--



## 5 応募に関する条件等

### 5.1 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の参加資格要件等は以下のとおりとする。

#### 5.1.1 応募者の構成等

応募者は、建設工事と維持管理・運營業務の両方の契約が可能な者とし、施設の建設・運営の効率性・一体性を保つ観点から、建設工事と維持管理・運營業務を別とする複数での応募は認めないものとする。

#### 5.1.2 応募者の技術的な参加資格要件

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、清掃施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 過去 5 年間に於いて、汚泥再生処理センターの建設実績を持つこと。
- (4) 資源化設備については、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」の第 4-2-(1) 及び (2) に示される性能に関する事項を満足し、実証施設又は実用施設の設計実績を有すること。なお、資源化方式は助燃剤化であること。
- (5) 資源化設備（施設）として、汚泥再生処理センター、し尿処理施設又は下水道処理施設の運転管理実績を有すること。方式は助燃剤化であること。
- (6) 廃棄物処理施設技術管理者として成り得る資格を有する者を本業務に配置できること。

#### 5.1.3 応募者の応募に関する資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の違反により過去 3 年以内に罰則を受けていない者であること。
- (4) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
  - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
  - ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- (5) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人税）について未納がないこと。
- (6) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこの者と資本関係若しくは人的関係にない者であること。なお、資本関係とは「親会社と子会社の関係にある場合」を指し、人的関係とは「一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合」を指す。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。
- ・ 株式会社N J S

## 5.2 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加申込書（様式 2）の提出締切日（平成 27 年 11 月 9 日）とする。ただし、参加資格確認後、仮契約の締結までの間に、応募者が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、その時点で失格とする。

## 5.3 応募に関する留意事項

### 5.3.1 公正な競争の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

### 5.3.2 募集説明書等の承諾

応募者は、参加申込書（様式 2）の提出をもって、募集説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

### 5.3.3 費用負担

応募から契約締結に至る手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担により行う。

### 5.3.4 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は、日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 5.3.5 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、公表その他本町が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、本町は応募者の許可を得てこれを無償で使用する事ができる。

#### (2) 提出書類の公開

応募者からの提出書類は、必要に応じて、全部を公開する場合がある。

#### (3) 提出書類の返却

応募者からの提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

#### (4) 提出書類の変更

提出締切日以降の提出書類の修正、差し替え及び再提出は、本町が指示した場合を除き原則として認めない。

#### (5) 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした応募は、無効とする。

### 5.3.6 その他

本町は、募集説明書等に定めるもののほか、受注者の募集及び選定に関して必要な事項が生じた場合には、本町のホームページを通じて応募者に通知する。また、募集開始以降、募集説明書等を補完又は修正する追加資料を本町がホームページにて公表した場合は、当該追加資料が募集説明書等の記載内容に優先するものとする。

## 6 応募に関する手続き

### 6.1 募集説明書等に関する質問の提出

募集説明書等の内容に関して質問がある場合は、募集説明書等に関する質問書（様式1）に記入の上、「9 問合せ先」宛てに電子メールにより、以下の期間内に提出すること。これら以外の方法による質問は一切受け付けない。

なお、提出者は電話による着信確認を行うこと。

受付期間	平成 27 年 10 月 13 日(火)から 平成 27 年 10 月 22 日(木)17 時到着分まで
------	---

### 6.2 募集説明書等に関する質問への回答の公表

募集説明書等に関する質問への回答は、平成 27 年 10 月 30 日（金）に本町のホームページで公表する。応募者からの質問のすべてを一律に回答することを原則とするが、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに書面により回答する場合がある。また、不当な混乱を招くことが危惧されると判断された質問については回答しない場合がある。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

### 6.3 参加資格確認書類の提出

本事業に参加しようとする者は、表 2 に示す参加資格確認書類をまとめて 1 部、「9 問合せ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。

郵送	平成 27 年 11 月 2 日(月)から 平成 27 年 11 月 9 日(月)17 時到着分まで
持参	平成 27 年 11 月 2 日(月)から 平成 27 年 11 月 9 日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで)

表2 参加資格確認書類

提出書類		様式	作成要領等
参加申込書		様式2	—
参加資格確認申請書		様式3	—
添付書類	登記簿謄本	—	—
	定款	—	—
	印鑑証明書	—	—
	国税に係る納税証明書	—	納税証明書「その3の3」
	会社概要	—	—
	一級建築士事務所登録を証明する書類	—	—
	汚泥再生処理センター建設実績を証明する書類	—	契約書の写し等
	特定建設業許可を証明する書類	—	—
	維持管理等運転管理実績を証明する書類	—	契約書の写し等

#### 6.4 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、平成27年11月16日（月）までに、応募者に対して書面で通知する。この場合、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記する。

#### 6.5 提案書の提出

参加資格を有すると確認された応募者は、表3に示す提案書を作成し、「9問合せ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に15部提出すること。なお、提案書作成の詳細については様式4を参照のこと。

郵送	平成28年 1月 5日(火)から 平成28年 1月 22日(金)17時到着分まで
持参	平成28年 1月 5日(火)から 平成28年 1月 22日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで)

表3 提案書

提出書類	様式	作成要領等
提案書	様式4	様式4に示す提案書作成要領等を確認の上作成すること。
	設計図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備概要説明（プロセス説明を含む。）</li> <li>・設計計算書（物質収支計算書、用役収支計算書、容量計算書）</li> <li>・設備別主要機器仕様（①型式、②能力、③容量、④数量、⑤構造、⑥材質、⑦その他）</li> <li>・全体配置図及び動線計画図</li> <li>・主要機器配置図</li> <li>・立面図（4面）</li> <li>・フローシート図</li> <li>・水位高低図</li> <li>・単線結線図</li> <li>・建築仕上げ表</li> <li>・工事工程表</li> <li>・労働安全衛生対策</li> <li>・アフターサービス</li> <li>・使用機器メーカーリスト（主要なもの。）</li> <li>・特許リスト、使用材料の規格リスト</li> <li>・予備品リスト</li> <li>・維持管理・運營業務仕様書</li> <li>・性能に関する資料（今回フローに基づく実証試験データ又はフローを含む技術評価書等）</li> <li>・納入実績（納入先、処理方式、処理量、竣工年度）</li> </ul> <p>※図面の縮尺は図面内容に適した大きさとし、図面寸法はA3判を標準とし、できる限り統一する。</p> <p>※様式4と内容が同一ないし重複する場合は、省略を可とする。その場合は、様式4に記載該当箇所を明示すること。</p>
提案書の電子データ	CD-ROM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の電子データ1式をCD-ROMに収納し、提出すること。</li> <li>・提案書の電子データは、Microsoft Word又はExcel形式を基本とする。</li> <li>・上記の他、提案書を通して印刷できるようにしたPDF形式データを収納すること。</li> </ul>

## 6.6 参加の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を「9問合せ先」宛てに郵送又は持参により提出すること。なお、参加を辞退した応募者が、今後、本町の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

## 7 提案書の審査

### 7.1 委員会の設置

本町は、提案書の審査を適正かつ公平に行うため、「紫波町汚泥再生処理センター建設・運営プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置している。

### 7.2 審査の内容

審査は、本町による参加資格審査及び委員会による提案審査により実施する。詳細については「優先交渉権者選定基準」を参照のこと。

### 7.3 優先交渉権者の決定等

本町は、委員会による提案審査の結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定し、その結果を応募者に書面により通知するとともに、本町のホームページで公表する。

また、提案審査結果は、委員会の審査講評と併せて本町のホームページで公表（平成28年4月中旬予定）する。

### 7.4 ヒアリングの実施

委員会は、提案審査に当たって、提案内容の確認等のために、応募者に対してヒアリングを実施する。日時は2月中旬に紫波町役場にて行うものとする。日程、ヒアリング内容等の詳細については、事前に応募者に通知する。

### 7.5 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合でも、「優先交渉権者選定基準」に従って審査を行い、総合点が70%以上の場合、優先交渉権者とする。



## 8 契約手続き等

### 8.1 契約内容の協議

本町と優先交渉権者は、建設工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の協議を行うものであり、募集説明書等に規定された内容及び条件の変更は行わない。

なお、優先交渉権者の決定から契約の締結までの期間において、優先交渉権者として選定されたものの提案価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときには、優先交渉権者との契約内容の協議を取りやめ、又は契約を締結せず、次点交渉権者との契約協議を行う。

### 8.2 工事請負契約

本町と契約内容の協議が整った応募者は、本施設の建設に関する工事請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

### 8.3 業務委託契約

本町と工事請負契約の仮契約を締結した応募者は、工事請負契約の正式契約成立後、速やかに本施設の維持管理・運營業務の委託契約を締結する。

### 8.4 その他

#### 8.4.1 契約保証金

受注者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に本町に差し入れること。詳細は「建設工事請負契約書(案)」及び「維持管理・運營業務委託契約書（案）」を参照すること。

#### 8.4.2 予算の確保

本事業に関する債務負担行為は、平成27年紫波町議会定例会9月会議において設定している。

## 9 問い合わせ先

紫波町産業部環境課

所在地：岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1

電子メール：jyunkan3@town.shiwa.iwate.jp